

令和 6 年 5 月 1 5 日
文教・福祉常任委員会資料
教育部 教育支援課

いじめ重大事態に係る報告について

令和 4 年度に本市の小学校において発生した「いじめ重大事態」について、いじめ防止対策推進法第 28 条及び宇治市いじめ防止基本方針第 2-4-(3)及び(4)アの規定に基づき行いました調査の結果等を別紙のとおり報告します。

なお、市長部局より宇治市いじめ防止基本方針に基づく市長による再調査は行わない旨の連絡を受けております。

いじめ重大事態報告書等（概要）

<調査報告書の概要>

1 いじめ事象の概要

- (1) 令和4年5月頃から小学校内の廊下等ですれ違った時に加害児童2名から悪口を言われ、加害児童1名は傍観していた。
- (2) 校区内の公園にて上記3名とは別の加害児童1名から悪口を言われた。

2 背景事情

被害児童と加害児童3名は、学校外の同じ活動団体に所属しており、令和4年3月頃からその活動団体内でのトラブルにより関係が悪くなり、小学校内でも廊下等で悪口を言われる事象が起こった。さらに、放課後の公園で悪口を言われる事象が起こった。学校は、小学校の廊下等で悪口を言われる事象が起こった際、加害児童への指導を実施したが、解決となるような指導・整理とはなっていなかったため、公園での事象が起こった。

3 経過

令和4年	5月頃	いじめ事象の発生
	10月21日	被害児童の保護者より学校長へ「いじめ重大事態」 となる旨の申し立て
令和5年	1月18日	学校長より教育長へ「いじめ重大事態」発生を報告
	1月19日	教育長より市長へ「いじめ重大事態」発生を報告
	3月20日	校内いじめ防止対策委員会の第三者委員による調査 開始（令和5年11月23日まで計8回開催）
令和6年	2月15日	第三者委員より学校長へ調査報告書の提出
	3月22日	学校長より教育長へ調査報告書等を提出
	4月 8日	教育長から市長へ調査報告書等を提出

4 調査組織及構成員

いじめ防止対策委員会

- 調査委員会 外部専門家（社会福祉士、臨床心理士、弁護士）
当該校校長

5 学校の対応における課題

- (1) 教職員のいじめに対する認識が不足しており、法で規定されている「いじめ」の定義に依拠し、本事案を把握した当初からいじめの疑いをもって適切に対応すべきであったが、十分な対応がされていなかった。
- (2) 公園での事象が起こった翌日に教員は加害児童から聞き取りを行ったが、複数の児童から同じ場所で同時に聞き取りを行った。児童への聞き取りについては、複数体制の教員で、それぞれ個別に児童の話を丁寧に聞き取る必要があった。個別に聞き取りができていなかったことから、半年以上経過した後、再度聞き取りを行うことになった。しかし、時間が経過しており本事案に係る児童の記憶も不確かになっており、本事案に対して学校の対応が適切なものとはなっておらず、心情的にも負担をかけることになった。学校は初動の段階で組織で対応することにより事実を把握し、信頼を得られる対応を行う必要があった。
- (3) 学校は、事象が発生した後に「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」等の情報をアセスメントし、「校内いじめ防止対策委員会」等で検討・協議された内容を実施するという組織での対応が機能していなかった。
- (4) 被害児童、被害児童の保護者に対する学校の対応は、アセスメントや検討・協議が組織的に行われたものではなく、被害児童や被害児童の保護者に寄り添う対応になっていなかった。

6 学校が実施した対応策

学校は、被害児童が安心して登校できるよう教員が休み時間や登下校時に教室前で見守りを行い、教室移動時にも遭遇しないように学級担任が配慮した。また、教員は、加害児童に対し、被害児童がつらい思いをしているので同じことを繰り返さないことやできるだけ遭遇しないように休み時間等はできる限り教室内で過ごすように指導した。また、クラブや委員会でも被害児童と加害児童が同じにならないように配慮した。

7 市教育委員会の対応について

- (1) 市教育委員会は、校長より相談があった際「いじめにあたる」と助言し、学校に「いじめ」として対応するように求めた。
- (2) 令和4年10月21日に被害児童の母親から学校へいじめ重大事態の申し立てがあってから、翌年1月19日までの市長報告に長期間かかった。市教育委員会は、適切な対応を行うよう学校に指導・助言を行う必要があった。

＜今後の対応＞

1 当該小学校としての取組

校長は事象対応への的確な指示ができず、問題事象を適切に把握できたとはいえない。組織的な対応の不備が原因で、全校的な取り組みを進めることができていなかった。また、いじめの認識が甘く、初動対応時にいじめとして対応できていなかったことも事態の解決を困難にし、長期化させてしまった。今後、二度とおこさないために、以下の内容を徹底していく。

(1) いじめの未然防止

- ・児童が安心できる学級・学年経営を行い、児童のより良い人間関係づくりを大切にする。
- ・豊かな心を育むために道徳科の授業を要とし、教育活動全体でよりよい生き方を求め実践する児童の育成を目指す。
- ・いじめについての理解を深め、具体的に様々な場面でどんな言動がいじめなのかを児童に考えさせ、自分たちで主体的に考える場をもつ。
- ・いじめは人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為であることを全教職員で改めて共通認識し、どんないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有する。
- ・教職員のいじめを見抜く目、いじめ事象に対処する資質・能力を高める。

(2) いじめの早期発見

- ・教員はいじめアンケートに書いた一人ひとりの思いに寄り添い聞き取りを丁寧に行うことで不安を和らげ保護者と連携を図る。
- ・学期に1回以上、担任が児童と教育相談を行う。特に自分から相談できない児童にも向き合う場を持つ。日頃から児童が何でも相談できる雰囲気を作ることに努める。

(3) いじめに対する取組

- ・問題事象の対応は迅速にし先延ばしにしない。報告・連絡・相談を迅速・正確に行う。
- ・いじめが起きた時はすぐはいじめ防止対策委員会（校内委員会）で情報を共有し速やかに対応する。事象を整理し、アセスメントを行い、方針を立てて迅速に組織的に動く。
- ・被害児童の心の痛みや不安を考え、寄り添った姿勢を貫く。
- ・保護者の思いや不安を十分考慮し、丁寧に正確に対応する。

(4) 今回の重大事態の教訓化といじめ防止基本方針等の改善

- ・今回の重大事態について、全教職員で研修し、本校についての課題を振り返り、同じ過ちを繰り返さない決意を新たにす。
- ・年度始めには、「基本方針」「マニュアル」を研修会で全教職員に周知させる。年度末にはPDCAサイクルによる見直しを行い、内容を改善する。

2 市教育委員会としての取組

(1) 今回の事案を踏まえた再発防止に対する基本的な考え方

- ・市内全小中学校は、これまでの取組の検証を行い、いじめ防止対策を適切に行う。
- ・市教育委員会は、これまでの取組を再点検し、学校に対して適切な指導助言を行う。
- ・市教育委員会は、学校はいじめに対する取組の実効性が確保できるよう支援する。
- ・市教育委員会は、学校とともに再発防止の取組が確実に実行されているのかの検証・点検を行う。

(2) 再発防止に向けた具体的な取組

①いじめの認識についての取組

すべての教職員がいじめに対する理解を深め、児童生徒のサインを見逃さず適切に対応できるよう、各校における校内研修会を徹底するとともに、市教育委員会主催の研修会を実施する。

②初動体制における取組

いじめ対応にあたっては、学校における初動時の対応が重要であることから、日ごろから教職員が児童生徒の些細な変化に気づき、いじめの可能性がある場合には関係する児童生徒に対して速やかで丁寧な聞き取りの上、適切なアセスメントを行い、それに基づいて学校全体で情報共有し、学校として対応できるよう校内研修を徹底するとともに、市教育委員会による指導を徹底する。

③組織対応についての取組

校内いじめ防止対策委員会として、学校全体としての対応の重要性を再確認し、参加しているすべての委員が、職位職責に関わらず、自由に様々な意見を出し合う中で協議し、方向性を決定する場であることを学校が再認識するよう、市教育委員会は研修を徹底する。

また、いじめ重大事態を把握した際には、市教育委員会からの指導・助言・支援に遅れが生じることがないように、速やかに市教育委員会に報告するよう指導を徹底する。

④被害児童や保護者に対する対応

学校は、組織による多角的な視点での検討を行い、児童生徒への指導にあたりとともに、被害児童や保護者に寄り添った対応となるように、心の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるまなび・生活アドバイザーの助言を的確に得られるよう、市教育委員会による指導・助言を強化する。